

和解について

次のとおり和解する。

2025年（令和7年）6月5日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

1 和解案件

令和6年12月23日提出報告第29号により報告した専決処分の報告について（損害賠償額の決定）に係る求償についての和解

2 当事者

甲 東京都港区芝浦3丁目4-1

パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社BPO事業本部

本部長 藤原理絵

乙 藤沢市朝日町1番地の1

藤沢市

藤沢市長 鈴木恒夫

3 和解金額

159,292円

4 和解の内容

- (1) 甲と乙は、本件損害賠償の負担割合を甲8割、乙2割と相互に認め、この負担割合に基づき、甲は乙に対し、159,292円の支払い義務があることを確認した。
- (2) 甲は乙に対して、2025年（令和7年）7月8日までに、乙が指定する銀行口座に、前(1)により確認された支払い義務の履行として、金159,292円を振込により支払う。支払手数料は甲の負担とする。
- (3) 甲と乙の間に、本和解条項に定めるほか、本事案に係る何らの債権債務がな

いことを相互に確認する。

5 和解案件の概要

令和5年6月1日に市民に対して国民健康保険料の試算をした際、保険料の軽減措置の対象となる会社都合退職をした者であったにもかかわらず、退職事由を確認することなく自己都合退職をした者として試算した保険料を提示した結果、当該市民が国民健康保険より保険料が高額である退職前に加入していた健康保険の任意継続を選択したことにより、国民健康保険料との差額等の損害を与えた。

国民健康保険料の試算は、業務委託契約に基づき甲が実施していたものであることから、当該市民に対し本市が支払った損害賠償金について、甲に求償し、和解金額等について協議が整ったため、和解しようとするもの。

提案理由

本案件は、和解をもって解決したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により提出する。

参 考

地方自治法 抜粋

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。… 略 …）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（… 略 …）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。